

【御宿町テレワーク移住者支援金】

千葉県外から御宿町に移住し(令和3年10月1日以降)

千葉県外への勤務をテレワークにて継続する方

(40歳未満又は15歳以下の子を持つ方)へ

支援金(最大100万円)を交付します!



町では、新型コロナウイルス感染症により高まった新しい生活様式に沿った働き方やライフスタイルの変化を踏まえ、若者等の定住促進を図ることを目的に、新たに住宅を購入するなどして御宿に移住し、県外への勤務をテレワークにより継続する子育て世帯及び若年者に対し「御宿町テレワーク移住者支援金」を交付します。

主な支援金対象者

主な支援金対象者は、以下の要件を全て満たしていることが条件となります。

- (1) 御宿町移住支援事業支援金の交付対象者(主に東京23区からの移住者)でない方
- (2) 町に移住する直前10年のうち5年以上県外に住民登録があった方
- (3) 町に移住する直前に連続して1年以上県外に住民登録があった方
- (4) 町に転入した日において40歳未満の方(配偶者を持つ場合は、いずれか一方が40歳未満である方)又は15歳以下の子を持つ方
- (5) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、県外企業等を勤務場所としながら町内でテレワークをする方
- (6) 地方創生テレワーク交付金を活用した取り組みの中で、所属先企業等から支援提供されていない方
- (7) 直近3年間において世帯全員に税の滞納がない方
- (8) 令和3年10月1日以降に町に転入し、支援金の申請時において、転入後3ヵ月以上1年以内である方
- (9) 町内に住民登録をしてから5年以上居住することを誓約できる方
- (10) 世帯全員が過去にこの要綱に基づく支援金の受給者でない方
- (11) 暴力団等でない方

支援金の額

予算の範囲内において、以下の区分に応じた金額を支給します。

- (1) 2人以上の世帯で住宅購入者 1世帯につき 100万円
- (2) 単身世帯で住宅購入者 1世帯につき 60万円
- (3) 2人以上の世帯で住宅購入者以外の方 1世帯につき 25万円
- (4) 単身世帯で住宅購入者以外の方 1世帯につき 15万円

交付申請における提出書類

- ・御宿町テレワーク移住者支援金交付申請書（第1号様式）

添付書類

- (1) 身分証明書の写し（原則、写真付き。）
- (2) 世帯全員の戸籍の附票及び住民票の写し
（対象者要件(2)及び(3)を証する書類）
- (3) 建物等の売買契約書又は賃貸契約書の写し
- (4) 登記事項証明書（住宅を取得した場合のみ。）
- (5) テレワークをしていることが確認できる書類（第2号様式）
- (6) 世帯全員の市区町村税納税証明書（直近3年分）
- (7) その他町長が必要と認める書類（移住に関するアンケート等）

交付決定の取り消し

交付決定後、以下のいずれかに該当したときは交付決定を取り消し、その時、既に支援金が交付されているときは支援金の返還を命じます。

- (1) 偽りその他不正行為があったとき。
- (2) 交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 支援金の交付を受けた日から5年以内に御宿町から転出したとき。
- (4) 支援金の交付を受けた日から5年以内に対象住宅を売却したとき。
- (5) 支援金の交付を受けた日から5年以内に当該世帯において町税の滞納が生じたとき。
- (6) その他町長が支援金の交付を不相当と認めるとき。

根拠法令：御宿町テレワーク移住者支援金交付要綱

【問合せ】 御宿町企画財政課 ☎0470-68-2512

